

## 「島原半島ジオパーク」キャラクター着ぐるみ貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原半島ジオパーク協議会（以下「協議会」という。）の所有する島原半島ジオパークキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を市町村等に貸し付けるに当たっての必要な事項について定める。

(貸付事業及び対象者)

第2条 着ぐるみの貸付は、協議会事業に支障のない場合に限り行う。

2 貸付の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業で使用する場合に貸し付ける。ただし、政治的又は宗教的利用が認められる場合は除く。

(1) 島原半島ジオパークのPRに関する事業

(2) 前号以外の県及び市町村等が行う各種イベント、行事など、着ぐるみが広く見学者の目に触れることにより、PR効果が期待できる事業

3 貸付の対象者は、各種団体・企業とし、原則として個人への貸付は行わない。

4 貸付対象とする団体は、法人格の有無、公的機関・民間団体等その性格は問わないが、前条に定める貸付対象事業を確実に実行できる規模、体制を有する団体とする。

(貸付申請等)

第3条 貸付を希望するものは、原則として貸付希望日の1ヶ月前までに、島原半島ジオパーク協議会会長（以下「会長」という。）に貸付申請書（別紙様式1）を提出しなければならない。

(貸付決定)

第4条 会長は、受け付けた申請書の記載内容を審査し、原則として、貸付希望日の2週間前までに貸付の適否を決定する。

2 前項の決定は、貸付申請を承認する場合は別紙様式2により、また、貸付申請を却下する場合は別紙様式3により申請者に通知する。

3 貸付希望日等が複数の申請者で競合する場合は、当該申請者間で調整を図ることとし、調整結果を受けて、協議会において貸付を決定する。

4 前項の調整が整わない場合は、使用目的や見込まれる効果等を勘案して、協議会において貸付先を決定する。

(使用者の義務)

第5条 貸付を受けた者（以下「使用者」という。）は、申請書記載の使用目的以外に着ぐるみを使用してはならない。

2 使用者は、別に協議会が示す着ぐるみ等の着用方法、取り扱い等使用上の注意事項を遵守して使用し、使用後は使用者の負担でクリーニング等所定のメンテナンスを行ったうえで、速やかに協議会に返還しなければならない。

- 3 使用者は、貸付期間内に着ぐるみに破損を生じた場合は、その旨速やかに協議会に報告するとともに、原則として使用者の責任において修理しなければならない。ただし、使用者の修理によりがたいと協議会において判断した場合には、協議会で修理を行い、その費用を使用者に負担させる。
- 4 貸付期間内に発生した着ぐるみに起因する自己の賠償責任等は、使用者がこれを負う。

(貸付料)

第6条 着ぐるみの貸付料は、無料とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年7月26日から施行する。  
改正後の要綱は、平成26年4月1日から施行する。